

令和元年第4回上峰町議会定例会会議録

令和元年12月6日（金曜日） 本会議6日
 会期 8日間
 令和元年12月13日（金曜日） 休 会2日

令和元年12月6日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春 2番 大 川 徹 也 3番 原 直 弘 4番 吉 田 豊 5番 田 中 静 雄 6番 原 田 希 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 寺 崎 太 彦 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 総務課副課長 宗 雲 英 則 まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江 島 朋 子 税 務 課 長 矢動丸 栄 二 教育委員会事務局長 吉 田 淳 生涯学習課長 小 川 成 弘 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 江 崎 智 恵

議事日程 令和元年12月6日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第60号～議案第72号)

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第4回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番大川徹也君及び3番原直弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月13日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和元年第4回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総 務 課

防災関係では、11月5日に全国瞬時警報システム（Jアラート）の定期作動テスト（緊急地震速報訓練）が実施され、正常な作動が確認されました。

表彰関係では、11月3日に上峰町民センターホールにおきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、特別功労表彰1名、功労表彰2名、善行表彰2名が受賞されました。町議会議員の皆さまを始め多数のご来賓に御臨席賜り、誠に有り難うございました。受賞された皆様の更なる御活躍をお祈り申し上げます。

交通安全関係では、9月25日に「秋の交通安全街頭キャンペーン」を庁舎東側県道で行い、チラシを配布してドライバーの皆さんに安全運転を呼びかけました。

消防関係では、11月10日に堤地区で上峰町消防団防火訓練を実施しました。住宅密集地での火災を想定し、通報訓練・避難訓練・初期消火訓練など、地元住民の方々にも実践的な訓練を経験していただき、また、消防団及び消防署による火災防ぎょ訓練や救護訓練を実施し、消防活動を安全・確実・迅速に行うために必要な知識と技術の向上を図ることができました。また、11月9日から15日までの秋の全国火災予防運動にあわせ、消防団各部において、町内全域で火災予防に向けた広報活動を実施しました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

経済センサス基礎調査（第3期）を10月1日から実施し、11月末で終了しています。また、システムの入替えに伴う庁舎の新基幹系システム操作テストを行い、11月から本稼働しています。

国際交流に関しては、今年韓国ヨジュ市から本町へ来訪予定でしたが、韓国内における豚コレラ蔓延により、防疫上の観点から見合わせとなりました。

鎮西山整備関係では、国の補助申請に必要な費用便益比算定委託にかかる業者選定を終え、業務に着手しています。

2. まち・ひと・しごと創生係

9月30日に郵便局と包括連携協定を締結し、郵便局のネットワークを活用するなどし、移住定住促進につなげたいと考えています。

中心市街地活性化事業については、買い増し用地の地権者と仮契約の締結に努めています。また、9月定例議会において発言があった当該事業用地へ体育館等を移転する案を受け多様な可能性を模索するべく、検討に着手しています。

ふるさと納税につきましては、9月19日付けでふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受け、他の自治体と同様の指定期間を得ることができました。なお、4月から10月末までの実績が、申し込みベースで、およそ9万8千件、金額ではおよそ1,510,000千円でした。

財 政 課

予算関係では、補正予算の要求期限を10月25日に設定、11月8日までに所要の査定を実施し、一般会計第4号補正として取り纏め今議会に提案しています。

令和2年度の新年度当初予算については、11月初旬に当初予算編成要領を提示し、年内を目途に予算要求書の提出を求めています。

また、新地方公会計制度において作成が義務付けられた企業会計に準じた財務書類の整備については、地方公会計マニュアルに沿って各種指標の収集、積算を行い、受託事業者との間で精査、確認作業を進めております。併せて特別交付税基礎数値や中期財政計画等の関係資料の収集、報告を随時行っているところです。

庁舎管理関係では、別館公用車車庫の電動シャッター取替工事を行いました。

住 民 課

1. 住民記録係

10月末現在の住基人口は9,587人、昨年の同時期と比較しますと33人の増、世帯数は3,641世帯で70世帯の増となっています。

マイナンバー制度関連としましては、町内の10月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は1,055件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着している数は974件、交付数は939件、保管数は35件で、人口に対する交付率は9.8%となっております。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めてまいります。

2. 子育て支援係

10月末現在、町内の教育保育3施設及び町外の教育保育施設におきまして398名の支給認定・保育の実施を行っております。内訳としましては、ひかりこども園1号19名2・3号49名合計68名、かみみね幼稚園1号115名2・3号73名合計188名、ひよ子保育園かみみね2・3号98名、広域施設（町外）1号16名2・3号28名合計44名です。

また、10月から開始されました幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者からの施設等利用給付認定申請について審査認定を行いました。

現在の業務としましては、11月1日より新年度の特定教育保育施設の支給認定・施設等利用給付申請及び入所申請受付を開始しております。

3. 環境係

不法投棄の防止につきましては、9月14日から10月13日までの1ヶ月間、全国一斉に実施

された不法投棄防止強化月間に合わせて、地区掲示板へポスター掲示を依頼するとともに、職員によるパトロールの強化をしました。

定期的実施している水質検査につきましては、11月8日に河川水（18箇所）、11月22日に地下水（5箇所）、工場排水（6箇所）を実施しております。また、11月13日及び14日の2日間、検査機関と連携し、井戸水の水質検査を希望される方を対象に検査受付を行いました。検査結果につきましては、検査機関から郵送にてお知らせしております。

9月29日及び10月27日の両日に、延べ19名の参加者によりますEM菌を使つての家庭から出る生ごみを利用した「EM生ごみ発酵肥料」での土作りを行い、資源を無駄なく循環させ家庭菜園やガーデニングにも楽しく活用出来る環境講習会を開催しました。

空家等対策につきましては、平成29年度調査時点での建物件数81件に対しその後に空家等を活用された13件を除きました68件に、9月20日付けで調査結果と「適正管理について」の依頼文を発送しました。

補助金の交付につきましては、環境にやさしいまちづくりを推進するための住宅用太陽光発電システム補助の交付申請書が、12件提出されました。

飼い主のいない猫不妊去勢手術費の補助金につきましては、不妊手術17件、去勢手術12件に対し補助金の交付を行っています。

健康福祉課

1. 健康増進係

国保特定健診は10月末現在、424名の方が受診され受診率は33.7%（平成30年度確定値50.5%）になっております。未受信者に対しては、積極的に勧奨し受診率向上に努めてまいります。

生後4ヶ月までの乳児に対する全戸訪問を行っており、10月までに42名の乳児に実施しました。今後も継続して行うことにより、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育ての孤立化を防いでいくことに努めてまいります。

2. 保険年金係

平成31年4月から令和元年10月末までにおける国民健康保険被保険者数の増減につきましては、転入・社保離脱者等の理由による212名の増、転出・社保加入等の理由による209名の減となり、10月末現在で、1,045世帯1,709名（前年度同期1,054世帯 1,736名）となっております。なお、10月末現在で、短期被保険者証交付件数は50世帯86名（前年度同期40世帯81名）となっております。

平成31年4月から令和元年9月末までにおける後期高齢者医療被保険者数は、9月末現在で1,144名（前年度同期1,124名）となっております。

令和元年6月に後期高齢者医療健診の受診案内を988名の方に送付しました。また、令和元年6月から令和2年3月31日まで「歯（し）あわせ健診」を実施しており、健診対象者の

76歳になられる方83名に「歯（し）あわせ健診」の受診勧奨を行いました。

3. 福祉介護係

社会福祉関係では、平成31年4月から令和元年10月末までにおける生活保護相談件数が4世帯（6名）あり、そのうち1世帯（1名）が認定されております。平成30年度末での生活保護世帯は31世帯（35名）でしたが、令和元年10月末現在で32世帯（36名）となっております。

高齢者福祉におきましては、9月15日に上峰町民センターにて「上峰町敬老会」を開催しました。式典では、内閣総理大臣による百歳祝4名、町最高齢（102歳）の方及び町金婚祝11組の方々に、賞状とお祝いの品を贈呈しました。演芸では、黒龍舞術団によるアジアの伝統芸能・U字工事によるほのぼの漫才を披露していただきました。523名の多くの方々に出席いただき、盛況のうちに終えることができました。また、9月1日より、運転免許証を返納された方を支援するため、町内を運行しているコミュニティバス（乗合タクシー、巡回バス）を1年間無料で乗車することができる「フリーパスポート」を発行しております。10月末までで、14名が申請されております。

長寿祝い金の給付を9月17日から実施し、白寿（満99歳）祝として35千円を3名の方々へ、米寿（満88歳）祝として25千円を46名の方々へ、喜寿（77歳）祝として15千円を79名の方々へ、古希（満70歳）祝として8千円を147名の方々へそれぞれ給付いたしました。

税 務 課

1. 課税係

平成31年度一般町税現年度分の、10月末現在の調定状況について報告します。全体の調定額は1,296,650千円で、対前年同期比52,930千円（3.92%）の減となっております。税目ごとでは、個人住民税408,040千円で前年同期比6,910千円の減、交付金を含む固定資産税729,240千円で590千円の増、軽自動車税32,210千円で1,130千円の増、入湯税が470千円で10千円の増となっております。一方、法人住民税は87,500千円で前年同期比46,350千円の減、たばこ税は39,150千円で1,420千円の減といった状況です。

2. 収納係

町税の収納状況について報告します。10月末現在の徴収率は、一般町税全体で、現年度分72.2%で前年同期との比較で1.1%の減、滞納繰越分は16.3%で1.9%の減、国民健康保険税現年度分は49.4%で0.3%の減、同じく滞納繰越分は10.9%で0.2%の増といった状況です。

建 設 課

1. 建設係

町道関係でございますが、吉野ヶ里町境にある水路への転落を防止するため防護柵設置工事を発注しました。舗装工事については、三上開拓線、下津毛三田川線など7路線を発注しております。他に、下津毛三田川線改良計画策定業務、三上2号線用地測量業務を発注して

おります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金により事業実施している西峰東西 3 号線及び下坊所東西線については、用地調査業務を発注しており、並行して用地買収を進めているところです。

社会資本整備関係では、三上北南北 1 号線の路線測量業務を発注しております。

最後に災害関係でございますが、応急工事 4 本を発注し、既に完了しております。また、補助災害 5 本を申請し、先月までに災害査定が終了しており、今後、本格的な復旧工事を進めることとなります。

2. 管理係

町営住宅関係では、坊所団地駐車場整備工事を発注し、完了しております。また、坊所団地受水槽内の給水ポンプが故障し断水したため、応急処置を実施しております。

農業集落排水事業関係については、適正な維持管理に努めているところであります。

産 業 課

令和元年度の県営クリーク防災機能保全対策事業については、事業費30,000千円、事業量541mの 1 工区にて工事発注され、地元説明会も実施されました。平成25年度から 7 年目を迎え、計画の工事区間も最後の路線となりました。今後は、年度末の事業完了に向けて工事が実施されます。

有害鳥獣対策では、10月末実績で、イノシシ25頭、アライグマ34頭、カラス等鳥類16羽を捕獲しております。また、全国各地で獣害対策の研修を開催されている「ふるさとけものネットワーク」による「けもの塾」が10月24日から27日までの 4 日間開催され、鳥越、屋形原地区の方には、集落環境診断のワークショップに参加していただきました。今後も地域の方と協力し、有害鳥獣対策に取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業については、町内20活動組織に対して、国、県及び町からの補助金計22,160,773円を交付しました。

8 月 1 日から貸付業務を実施しております、中小企業小口資金貸付については、3 件の貸付けがあっているところです。今後も商工会と連携して中小企業者の支援に努めます。

国の消費税引き上げによる影響緩和対策として実施しております「プレミアム付商品券事業」につきましては、対象者に引換券の発送を行い、10月 1 日から上峰郵便局におきましてプレミアム付商品券の販売をしているところです。

教 育 課

国の学校施設環境改善交付金を活用して施工しておりました小・中学校のトイレ洋式化工事が完了しました。小学校36基、中学校17基の洋式化工事により、児童生徒の生活環境の改善を図るとともに、校舎内トイレの洋式化率は100%となりました。

今年度も、小学校 5・6 年生の外国語授業ではマンツーマンによるオンライン英会話を行っています。毎週 1 回のオンライン英会話では、授業で習った英単語を使い外国人の講師

と身振り手振りを交えた英会話を繰り広げており、令和2年度からの英語科の新設に向けた着実な準備となっています。

上峰中学校では中学1年生と3年生を対象にスタディークーポンを活用した放課後補充学習を実施し、学習塾や習い事の利用により基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲・個性や才能を伸ばす機会を提供しています。今年度、生徒、保護者からの希望を踏まえ、クーポンを活用した学習に参画していただいている事業者は、学習塾が31件、英会話、野球や音楽などの習い事教室が13件となっています。

小学校の今年の稲文字は5年生の学年目標である「チームワーク」でした。田植えから始まった稲作体験では、地元生産組合をはじめ地域の皆様のご協力をいただき無事収穫を迎えました。実りの秋に感謝するとともに、収穫したもち米を使った餅つき大会を計画しています。

中学校では音響設備の改修工事を終えた体育館にて、文化祭が盛大に行われました。練習の成果を発揮した上峰太鼓で幕開けの後、英語暗唱や米多浮立、よさこい、各学年の創作劇、三年連続金賞を受賞した吹奏楽部の演奏、模擬子ども議会、体育館壁一面の各種作品と、例年にも増して、クリエイティブかつ生徒の主体性が前面に出た文化祭でした。

中学生による子ども議会を開催しました。例年の町執行部への一般質問形式に変わり、今年度は町執行部側についても中学生が担い、条例案の作成、議案一括上程、議案審議から討論採決までの一連の流れを、執行部と議会のそれぞれの立場で準備し、議論を繰り返す様は本議会さながらで、地方自治への関心がさらに深くなったものと評価しています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

11月1日から11月3日までの3日間、第34回町民文化祭を町民センターにて開催いたしました。作品展示については、絵画、写真、書道、生け花、編み物、アートフラワーなど約1,100点の作品を町内外より出展いただきました。また、演芸発表については、34演目、延べ600名の皆さんが日頃の練習の成果を発揮し、熱演され盛況のうちに終えることができました。

10月17日、ふれ愛・粋いきセミナーとして、鳥栖警察署地域課の職員を講師として「交通安全・振り込め詐欺、振り込まない詐欺に要注意」講座を開催しました。11月21日には、料理教室を開催しました。また、女性セミナーとして、10月25日、福岡タワーや直売所の視察研修を行いました。11月7日には、町民センターにおいて、「日本のこころ、和の心」として、茶道講座を開催しました。

2. 生涯スポーツ係

10月13日、中央公園において、町民体力づくり体育大会を開催いたしました。優勝は、Aブロック三上分館、Bブロック碓分館という結果でした。133名の競技運営役員の皆さん、

補助員として12名の中学校の生徒の皆さんの協力をいただき、無事大会を終えることができました。

10月19日、20日、第72回県民スポーツ大会が県東部地区を中心に開催されました。本町では、ソフトボール一般女子及びゲートボールを大会会場として運営いたしました。本町からは、14競技、20種目、273名が参加いたしました。その結果、サッカー一般男子が優勝、ゲートボール及びゴルフ女子個人の部が2位、ソフトボール一般女子及び軟式野球一般Bが3位という成果を発揮されました。また、他の競技種目についても好成績が多く、町の部における総合順位は昨年の10位から今年は7位に上昇し、躍進賞を獲得いたしました。

文 化 課

埋蔵文化財関係では、まず、町内遺跡確認調査事業について、9月議会以降、これまでに8件の開発の届け出等がありました。うち埋蔵文化財確認調査を6件実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

伝統文化関係では、米多浮立が10月26日・27日の2日間にわたって保存会や地区の皆様のご努力によって奉納されました。浮立の奉納に伴い、米多浮立PR品の「天衝米」米パックを、来賓や見学者へ配布されました。西乃宮浮立については、西乃宮伝統文化保存会へ浮立奉納経費の補助を行い、10月20日に浮立・稚児舞を奉納されました。

町史編さん事業については、9月25日に第10回町史編さん編集部会を開催し、町史原稿作成時の問題点、目次について検討しました。10月23日には、各執筆委員に個別ヒアリングを行い、執筆状況や原稿作成時の課題等を協議し、各委員より随時原稿が提出されている状況です。

図書館関係では、除籍図書1,813冊の「図書のリサイクル」を実施中です。小・中学校、学童保育などへ優先配布の後、10月26日から図書館利用者へ一般配布しております。10月1日には、小・中学校図書司書担当教諭及び図書館司書と上峰町内図書館連絡協議会を開催しました。各図書室、図書館から報告連絡、図書電算システム等協議を行いました。10月27日から11月9日までの第73回読書週間の関連行事として、4月から9月のベストリーダー書籍の発表及び特集、雑誌付録の抽選を行いました。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第60号 上峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、本条例を制定するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例を一括して整備するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に係る法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、関係条例を一括して整備するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正等に伴い、選挙に係る部分の費用弁償を、また、消防団員の確保に向けた処遇改善に係る国からの要請により、消防団員の年間報酬をそれぞれ改正するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第64号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、上峰町職員の給与に関する条例（昭和26年上峰町条例第42号）の一部を改正するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、特別職の給与条例（昭和40年上峰町条例第3号）の一部を改正するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第66号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を改正するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、本町条例の一部を改正するものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第68号 財産の取得について。

中心市街地活性化事業における事業用地の一部を購入する契約に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和元年12月6日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第69号

令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,907,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年額割は、「第2表継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

令和元年12月6日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第70号

令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,023,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月6日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第71号

令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月6日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第72号

令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

令和元年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ572,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月6日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上13議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より13議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。補足説明ありませんか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第60号、61号、第62号、63号、64号、65号、66号についての補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第60号 上峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして補足説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等を定めるため、本条例を定めるものです。

非常勤職員の雇用については、従来、制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがさまざまでありましたが、今般の地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時非常勤職員制度の適正な運用を確保しようとするものです。

ここで、会計年度任用職員について少し説明をいたします。

新たに設けられた会計年度任用職員には、正規職員と同様に地方公務員法が適用されるため、服務に関する規定、例えば、守秘義務や職務に専念する義務、法律や上司の職務上の命令に従う義務、政治的行為の制限などが適用されます。

また、懲戒処分の対象となることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から、適切な運用が求められます。給付に関しては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に支給されることが求められます。

正規職員との大きな違いは、有期雇用で1回の任期が毎会計年度、4月1日から翌年3月31日ごとの最長1年であることです。

以上のことを踏まえ、第60号議案では給与条例主義に基づき、会計年度任用職員の給与等について定める条例を制定するものとなっております。

それでは、条例の中身でございますが、まず、第1条、趣旨。先ほども申し上げましたが、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等をこの条例において定めるという趣旨をうたっております。

第2条、定義。会計年度任用職員の雇用形態の用語を定義しております。

第1号、フルタイム会計年度職員、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定されます1週間当たりの通常の勤務時間が正職員と同一の会計年度任用職員、また、第2号、パートタイム会計年度職員、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されます1週間当たりの通常の勤務時間が正職員に比し、短い会計年度任用職員のことを定義しております。

次の第3条、会計年度任用職員の給与。第1項は会計年度任用職員の給与の規定で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の給与の内容について規定しております。パートタイム会計年度任用職員の報酬の内容については、フルタイム会計年度職員と同様に、各種手当に相当する分を含みます。また、会計年度任用職員には期末手当を支給することになります。

第2項は給与の支払い方法、第3項は実費の弁償については給与に含まれない旨、規定しております。

第2章のフルタイム会計年度職員の給与に入ります。

この章については、勤務時間が正規職員と同一の会計年度任用職員ということで、主に上峰町職員の給与に関する条例等の準用及び読みかえの規定となります。

第4条、給料。上峰町職員の給与に関する条例のうち、一般職の給料表を準用する旨、定めております。これは地方公務員法第24条第1項に規定する職務給の原則から、職員の給与がその職務と責任に応ずるものであることが求められており、ここでの職員には会計年度任用職員も当然含まれることから、会計年度任用職員の給与もまたその職務と責任に応じたものであることを規定したものです。

次の第5条、職務の級。給料の職務の級について定めております。

第6条、号給。給料の号給の決定について定めております。

次に第7条、給料の支給に関する給与条例の準用及び読みかえについて定めております。

第8条、勤務手当。給与条例の準用について定めております。

次に第9条、時間外勤務手当。給与条例の準用及び読みかえについての規定です。

第10条、休日勤務手当。給与条例の準用及び読みかえについての規定です。

第11条、夜間勤務手当。給与条例の準用及び読みかえについての規定です。

第12条、端数処理。給与の減額並びに時間外勤務手当などの諸手当の勤務1時間当たりの給与額の1円未満の端数処理についての規定です。

第13条、期末手当。期末手当の支給に関する規定で、第1項は、任期が六月以上の会計年度任用職員についての給与条例の準用規定、第2項は、任期が六月に満たない場合に同一会計年度内の任期を合算できる旨、第3項は、6月に期末手当を支給する場合の規定です。

第14条、勤務1時間当たりの給与額の算出。時間外勤務手当等の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の規定です。

第15条、給与の減額。祝日法による休日、代休日、年末年始の休日、有給休暇等の定められた休日を除き勤務をしない場合は、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額により、給与を減額する規定です。

第3章のパートタイム会計年度任用職員の給与に入ります。

第16条、パートタイム会計年度任用職員の報酬。第1項が月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額の計算方法、第2項が日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額の計算方法、第3項が時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額の計算方法を規定しており、第4項については、前3項を計算する場合の基準額の規定になります。

第17条、時間外勤務に係る報酬。第1項については、定められた時間外の勤務に係る全時間について報酬を支給する規定です。

第2項は、時間外勤務に係る報酬の割り増し率について規定しています。

第3項は、週休日の振りかえ勤務により、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、割り増した報酬を支払う旨、規定しています。

第4項は、時間外勤務の合計が月60時間を超えた場合の時間外勤務に係る勤務1時間当たりの報酬額の計算方法の規定です。

第18条、休日勤務に係る報酬。第1項については、祝日法による休日等及び年末年始の休日等の休日勤務に係る全時間について報酬を支給する規定です。

第2項は、休日勤務に係る報酬の割り増し率について規定しています。

第3項は、休日勤務の振りかえの場合の規定です。

第19条、夜間勤務に係る報酬。第1項については正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合、勤務した全時間について夜間勤務に係る報酬を支給する規定、第2項は夜間勤務に係る報酬の割り増し率について規定しています。

第20条、報酬の端数処理。報酬の減額、時間外勤務に係る報酬等の勤務1時間当たりの報酬額の1円未満の端数処理についての規定です。

第21条、期末手当。期末手当の支給に関する規定で、第1項は、任期が六月以上の会計年度任用職員についての給与条例の準用及び読みかえの規定です。

第2項は、任期が六月に満たない場合に同一会計年度内の任期を合算できる旨、第3項は、6月に期末手当を支給する場合の取り扱い規定です。

第22条、報酬の支給。第1項は報酬の計算期間、支給日、第2項は日額または時間額により報酬が定められた会計年度任用職員、第3項は月額により報酬が定められた会計年度任用職員に対する報酬の支給に関する規定です。

第4項については、前項の月額による報酬の月の途中で就職、退職した場合に、日割り計算とする旨、規定しています。

第23条、勤務1時間当たりの報酬額の算出。時間外勤務に関する報酬等の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法の規定です。勤務形態ごとに、第1号は月額による報酬、第2号は日額による報酬、第3号は時間額による報酬、それぞれの算出方法について定めております。

第24条、報酬の減額。第1項は、月額により報酬を定められている会計年度任用職員が、祝日法による休日、年末年始の休日、有給休暇等の定められた休日を除き勤務をしない場合は、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額により報酬を減額する規定です。

第2項は、日額により報酬を定められている会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しない場合の報酬の減額規定です。

第4章のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償に入ります。

第25条、通勤に係る費用弁償。第1項は通勤に係る費用弁償の給与条例の準用、第2項は通勤に係る費用弁償の額、第3項は通勤手当の支給について規定しております。

第26条、公務のための旅行に係る費用弁償。第1項で費用弁償の支給、第2項で支給額等について、上峰町職員の旅費に関する条例等の準用を規定しております。

第5章の雑則に入ります。

第27条、給与からの控除。源泉税等の控除で、給与条例の準用を規定しております。

第28条、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与。職務の特殊性がある場合等の給与の特例についての規定です。

第29条、退職者の給与。退職者の給与についての規定です。

第30条、委任。規則への委任についての規定です。附則第2で、上峰町職員の給与に関する条例の一部改正として、第23条に会計年度任用職員の給与の本条例への委任を加えております。

以上で議案第60号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号についての補足説明をさせていただきます。

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

関係条例の整備に関する条例の概要としましては、今回、改正法の施行により一般職非常勤職員が会計年度任用職員制度に変更されること等に伴い、関係条例中の関係条文の追加、

訂正等になります。

また、今回の改正で地方公務員法第3条第3項第3号に、「専門的な知識経験又は見識を有する者が就く職である」という規定が追加され、非常勤で特別職の者の定義が厳格化されています。そのため、これまで上峰町において非常勤特別職として取り扱いをしていた職について整備するための条例の一部改正となります。

それでは、条例の中身になりますが、新旧対照表で御説明をいたしますので、御参照ください。

まず、第1条関係、上峰町議会議員政治倫理条例の一部改正で、会計年度任用職員制度に変更され、職員の定義から「嘱託職員」を削除するものです。

第2条関係、上峰町職員定数条例の一部改正で、職員を個別に定義されておりましたが、地方公務員法の規定の引用に改めるものです。

第3条関係、上峰町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、公表する職員にフルタイム会計年度任用職員を加えるものです。

第4条関係、上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正で引用する地方公務員法の条項の変更です。

第5条関係、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の休職の期間の規定を加えるものです。

第6条関係、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額の規定を加えるものです。

第7条関係、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、非常勤職員から会計年度任用職員への変更及び規則への委任を定めるものです。

第8条関係、上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、7ページ上段までになりますが、期末手当等の支給、給与号給の調整、部分休業の取り扱い等について、会計年度任用職員の規定を加えるものです。

続きまして第9条関係、上峰町爽やかで安全な町づくり条例の一部改正です。非常勤特別職の定義が改正されたため、削除するものです。

第10条関係、上峰町職員の旅費に関する条例の一部改正で、旅費の支給対象職員から除外される非常勤職員から再任用職員及び会計年度任用職員を除くものです。

第11条関係で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。先ほど御説明いたしましたが、今回の法改正で地方公務員法第3条第3項の特別職に関する規定が見直されたことに伴いまして、特別職として残し得ない職について報酬の規定を削除するものです。

以下、改正内容の見直しとしましては、新旧対照表中、最初ですが、「Ⅱ」の記号表記になっておりますが、右側、現行の欄で監査委員（議会）、区長、区長代表が、左側、改正後

の欄で監査委員（議会）のみになっておりますが、区長、区長代表については規定を削除するものです。

以下、11ページまで同様の表記となっております、右側、現行の欄にあり、左側、改正後の欄にないものが今回の改正で削除されるものです。

今回削除された特別職の職員で非常勤のものの報酬については、なくなるものではなく、各役職に関する規則、要綱等の関係例規の中で規定を定めることとなります。

次に、改正条文のほうをお願いいたします。

最後の8ページをお願いいたします。

第12条で上峰町社会教育指導員設置条例等の廃止です。先ほど11条関係で御説明しました特別職に関する規定が見直されたことに伴いまして、今後、非常勤特別職として扱うことができない職について設置条例を廃止するものです。

以上で議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明させていただきます。

概要としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項が見直されたことに伴い、当該条文を引用している本町関係条例の改正を行う必要があるものです。

新旧対照表で御説明をいたしますので、そちらをごらんください。

初めに1ページ、上峰町職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係及び4ページ上段、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第2条関係については、地方公務員法の改正により「一般の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者」の欠格事由から第16条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことを受け、当該条文を引用している箇所を削除及び改正するものです。

次に、4ページ下段になりますが、上峰町印鑑条例の一部改正、第3条関係については、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）、いわゆる総務省ガイドラインの改定により、印鑑登録資格の欠格条項から「成年被後見人」が削除され、「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く）」に改められたことを受け、上峰町印鑑条例第2条の改正を行うものです。

5ページをお願いします。

上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

第4条関係については、児童福祉法の改正により、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由から第34条の20第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことを受け、当該条文を引用している箇所を改正するものです。

以上で議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号 特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

今回の改正の概要は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正に伴い、選挙に係る部分の費用弁償を、また、消防団員の確保に向けた処遇改善に係る国からの要請により、消防団の年間報酬をそれぞれ改正するものです。

それでは、添付しております別添新旧対照表を御参照ください。

1 ページをお願いします。

まず、選挙に係る部分の費用弁償の改正ですが、右が現行、左が改正後になります。

選挙長「10,600円」を「10,800円」、選挙長職務代理者「8,800円」を「8,900円」、投票所の投票管理者「12,600円」を「12,800円」、次に新設ですが、共通投票所の投票管理者「12,800円」、期日前投票所の投票管理者「11,100円」を「11,300円」、開票管理者「10,600円」を「10,800円」、投票管理者職務代理者「10,700円」を「10,900円」、開票管理者職務代理者「8,800円」を「8,900円」、投票所の投票立会人「10,700円」を「10,900円」、次に新設で、共通投票所の投票立会人「10,900円」、期日前投票所の投票立会人「9,500円」を「9,600円」、投票立会人「8,800円」を「8,900円」、次に新設ですが、選挙立会人「8,900円」とするものです。

以上が選挙等の執行経費の改正関係となります。

次に、そのすぐ下になりますが、消防団員の年間報酬の改正で、消防団員「6,000円」を「12,000円」、こちらは国から要請がありまして、近隣市町と均衡をとり増額としております。

以上で議案第63号の説明を終わります。

続きまして、人事院勧告に伴います議案第64号、65号、66号について補足説明させていただきます。

まず、議案第64号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明いたします。

佐賀県人事委員会より、県の職員の給与等に関する報告及び勧告が出されており、本町の一般職につきましても、佐賀県人事委員会の勧告に準じて給与等を改正するものです。

それでは、議案第64号をごらんください。

内容としましては、1 ページ、改正条項の第1条ですが、期末勤勉手当の支給月を令和元年12月にさかのぼり、0.05月分引き上げ、勤務手当に配分するものです。

また、その下の別表第1の行政職給料表ですが、民間給与との格差を埋めるため、月例給を平成31年4月にさかのぼり、平均0.03%引き上げるものです。

以上が令和元年度から実施されるものです。

6 ページをお願いします。

改正条文の第2条ですが、令和2年4月1日からは期末勤勉手当の支給月数を、6月に0.025月、12月に0.025月分引き上げ、勤務手当に配分するものです。

先ほども御説明しましたが、第2条につきましては、下のほうの附則第1のただし書きに記述しておりますとおり、令和2年4月1日からの内容となっております。つまり、勤勉手当につきましては、第1条で、令和元年度は12月にさかのぼり、0.05月分引き上げ、第2条で、令和2年度以降は6月と12月の2回に分け、合計0.05月分引き上げるものです。

それでは、添付しております新旧対照表を御参照ください。

第1条関係で、令和元年度の改正内容でございます。右側、現行の第19条第2項第1号の下のほうの「100分の92.5」を、左の改正後の同じく第19条第2項第1号の下のほうの「100分の97.5」に改めます。

下に行きまして、行政職給料表(1)、2ページから7ページになりますが、平成31年4月にさかのぼり、給与を平均0.03%引き上げる改定です。

2ページをごらんください。

右側が変更、左側が改正後になります。

表の見方は、上段の職務の級が1級から6級に分かれており、左端の数字が職務の級ごとの号給となります。

例を挙げて御説明しますと、1級格付けの職員では、右側、現行の1級5号給が149,600円、左側、改正後の同級で150,700円で、1,100円の引き上げになっております。

次に、4ページをごらんください。

4級格付けの職員では、右側、現行の50号給の欄の右から3列目が4級50号給ですが、360,100円、左側、改正後の同級で360,100円で引き上げなしになっており、若年層の職員が在職する号給について改正されておるということになります。

8ページをお願いします。

第2条関係で、令和2年4月1日からの内容でございます。

右側、現行の第19条第2項第1号の下のほうの「100分の97.5」を、左の改正後の同じく第19条第2項第1号の下のほうの「100分の95」に改めます。

議案第64号の説明は以上です。

続きまして、議案第65号及び議案第66号の2議案につきましては、一括して御説明いたします。

国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、本町の特別職及び議会の議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、令和元年12月支給分から実施するものです。

それでは、2議案を代表して、議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例で御

説明いたします。

内容につきましては、議案第64号同様、第1条は令和元年度の支給月数を引き上げる内容を記述しており、第2条につきましては、附則の第1、ただし書きに記述しております令和2年4月1日からの内容でございます。

それでは、添付しております新旧対照表を御参照ください。

上段の第1条関係は、令和元年12月の期末手当を0.05月分引き上げる改正です。

下段の第2条関係は、令和2年4月1日からは、6月と12月の期末手当をそれぞれ0.025月分を引き上げる内容になっております。

議案第66号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例も同様の内容ですので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第64号、65号、66号の補足説明を終わります。

御清聴ありがとうございました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。補足説明の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中山五雄君）

休憩前に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第67号、議案第70号及び議案第71号の補足説明をさせていただきます。

お手元に議案第67号を御用意ください。

議案第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和元年8月1日に施行されました。

この改正法では、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等が明記されました。これらのことを踏まえ、被災者支援の充実を図る観点から、所要の見直しを行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをごらんく

ださい。

右側、現行、第15条第3項の「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。」を、左側、改正後の「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」に改正するものです。

改正後の法第13条関係は償還金の支払猶予について、第14条関係は償還免除の対象者の拡大について、第16条関係は、この法律の規定により、償還金の支払猶予または災害援護金の償還未済額の全部もしくは一部を免除するか否かを判断するために、市町村に調査権限を付与することを目的としております。

令第8条関係は不正な手段により貸し付けを受けた者に対する一時償還請求について、第9条関係は違約金の徴収について、第12条関係は償還金の支払猶予の理由についての明確化を規定する内容となっております。

続きまして、添付資料といたしまして、議案第67号に添付したもので、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に伴いましたところで規則を改正する必要があるがございますので、その分の資料をあわせて後に添付させていただいております。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則になります。免除対象者等の範囲の拡大のため、申請書の添付書類を求める内容です。

新旧対象表の1ページをごらんください。

15条、償還免除関係ですが、左側、改正後で第15条第2項第2号に、3号として、「借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合にあっては、そのことを証する書類」、4号として、「その他町長が必要と認める書類」を加える改正のものでございます。

以上、資料について申し上げましたが、条例の改正をお認めいただきますと、規則についても改正ということになりますので、お示しをさせていただいたところでございます。

施行日は、公布の日からとしているところでございます。

以上、議案第67号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）を御説明いたしますので、お手元に御用意ください。

議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款の 7. 繰入金、補正額4,609千円、計65,101千円、歳入合計、補正額4,609千円、計1,023,035千円となります。

3 ページをごらんください。歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額4,609千円、計13,783千円。

款の 2. 保険給付費、補正額12,450千円、計672,823千円。

款の 6. 保健事業費、補正額 4 千円、計16,765千円。

款の10. 予備費、補正額、減額の12,454千円、計68,849千円。

歳出合計、補正額4,609千円、計1,023,035千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の 3 ページをごらんください。主な補正内容について御説明をいたします。

歳入ですが、款の 7. 繰入金、項の 1. 他会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金ですが、国保制度関係業務事業費繰入金として495千円、社会保障・税番号制度システム整備費繰入金として4,114千円を計上しております。

続きまして、歳出のほうですが、4 ページをごらんください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費、節13. 委託料4,609千円ですが、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました国保制度関係業務事業費繰入金及び社会保障・税番号制度システム整備費繰入金を受け、アクロシティシステム改修委託料を計上しております。

内容としましては、外国人の被保険者の国内での診療費に係る調査等、必要なデータが抽出可能となるように改修を行うものです。

また、医療関係及び薬局において、医療保険者、加入者がマイナンバーカードや被保険者証を提示することにより、被保険者の資格確認をする仕組みに対応する改修等を行うものでございます。

中段をごらんください。

款の 2. 保険給付費、項の 2. 高額療養費、目の 1. 一般被保険者高額療養費につきましては、12,450千円の増額補正としております。1 件当たりの療養給付費高額該当者の発生が多く見込まれるため、計上させていただいております。

5 ページをごらんください。

款の10. 予備費、項の 1. 予備費、目の 1. 予備費ですが、12,454千円を減額し、一般被保険者高額療養給付費負担金等に充当する予算構成となっております。

以上、議案第70号の補足説明を終わります。

引き続き議案第71号の補足説明を行いますので、お手元に議案第71号を御用意ください。

議案第71号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、予算書 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の1．後期高齢者医療保険料、補正額2,513千円、計81,396千円、歳入合計、補正額2,513千円、計109,389千円となります。

3ページをごらんください。歳出でございます。

款の2．後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,513千円、計106,563千円、歳出合計、補正額2,513千円、計109,389千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款の1．後期高齢者医療保険料、項の1．後期高齢者医療保険料、目の1．特別徴収保険料ですが、令和元年度本算定により額が確定しましたので、当初計上していた保険料、目の1の特別徴収保険料を2,513千円補正するものでございます。

次に、歳出ですが、4ページをごらんください。

款の2．後期高齢者医療広域連合納付金、項の1．後期高齢者医療広域連合納付金、目の1．後期高齢者医療広域連合納付金ですが、佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金として、2,513千円を補正することとしております。

歳入の後期高齢者医療保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の補正となっております。

以上、議案第67号、議案第70号及び議案第71号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。さて、私のほうからは、議案第68号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第68号 財産の取得についてを御説明いたしますので、お手元に御準備いただきますようお願いいたします。

今回上程しております議案第68号ですが、9月定例議会におきまして、取得に関する予算議決をいただき、中心市街地活性化事業に要します事業用地等の取得の一部につきまして、令和元年11月19日に地権者と仮契約を締結した内容に関し、議会の議決を求めるものでございます。

議案に沿って説明をいたします。

まず、土地に関してですが、地番、上峰町大字坊所字七本谷1550番3、地目、宅地、地積9,293.37平米。もう一筆ありますが、地番、上峰町大字坊所字七本谷1550番36、地目、雑種

地、地積192平米。合計いたしまして9,485.37平米でございます。

次に、附帯する建物ですけれども、売買に係ります建物の家屋番号、上峰町大字坊所字七本谷1550番3におけます主たる建物及び附属建物になります。

主たる建物、鉄骨づくりスレートぶき平家建て318.04平米、附属建物1、鉄骨づくりスレート瓦ぶき平家建て138.03平米、附属建物2、鉄骨づくりスレートぶき平家建て50.71平米、附属建物3、鉄骨づくりスレートぶき2階建て、1階につき116.64平米、2階につき116.64平米、附属建物4、鉄骨づくりスレートぶき平家建て40.45平米、附属建物5、鉄骨づくりスレートぶき平家建て52.80平米、附属建物6、軽量鉄骨づくりスレートぶき平家建て25.72平米、附属建物7、鉄骨づくりスレートぶき2階建て、1階につき33.82平米、2階につき17.42平米、合計床面積は910.27平米となります。

取得金額は92,705,463円になります。

契約の相手方につきましては、土地分につき、住所、佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1550番地3、氏名、東部興産株式会社、代表取締役木下健蔵、建物部分につき、住所、佐賀県鳥栖市原古賀町777番地6、氏名、木下健蔵となります。

以上、議案第68号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の8. 地方特例交付金、補正額2,362千円、計10,073千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額1,682千円、計31,406千円。

款の13. 国庫支出金、補正額26,406千円、計556,116千円。

款の15. 県支出金、補正額14,684千円、計319,587千円。

款の18. 繰入金、補正額49,891千円、計3,842,424千円。

款の20. 諸収入、補正額10,790千円、計77,326千円。

歳入合計、補正額105,815千円、計11,907,280千円。

歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額721千円、計79,437千円。

款の２．総務費、補正額12,937千円、計7,773,033千円。

款の３．民生費、補正額34,980千円、計1,327,982千円。

款の４．衛生費、補正額4,527千円、計598,232千円。

款の６．農林水産業費、補正額10,101千円、計459,397千円。

款の８．土木費、補正額8,873千円、計380,875千円。

款の９．消防費、補正額214千円、計168,770千円。

款の10．教育費、補正額7,322千円、計637,773千円。

款の11．災害復旧費、補正額26,520千円、計26,571千円。

款の12．公債費、補正額、減380千円、計383,992千円。

歳出合計、補正額105,815千円、計11,907,280千円。

それでは、５ページをお願いいたします。

款の２．継続費でございます。左のほうから読み上げてまいります。

款の２．総務費、項の１．総務管理費、上段より事業名、行政事務支援業務委託、総額120,300千円、年度ごとに、令和元年度年割額3,300千円、令和２年度年割額117,000千円、こちらは総務課所管でございます。

２件目、事業名、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託、総額16,500千円、令和元年度年割額5,500千円、令和２年度年割額11,000千円、こちらまち・ひと・しごと創生室所管でございます。

概要につきましては、後ほど歳出の項で説明をさせていただきます。

６ページをお願いいたします。

第３表繰越明許費でございます。

款の２．総務費、項の１．総務管理費、事業名、上峰町ホームページリニューアル事業、金額12,500千円でございます。こちら、歳出予算そのものにつきましては、当初予算において、ポータルサイト構築委託料として企画費の中で同額を計上済みでございます。

繰り越しの理由でございますが、プロポーザル方式により発注を試みたものの、候補者となり得る事業者の選定に至らず、発注工程における仕様書の見直し等が必要になったことにより、年度内の完了に十分な期間が確保できないため、次年度に繰り越すというものでございます。

所管につきましては、まち・ひと・しごと創生室でございます。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

補正予算に関する説明書の３ページをお願いいたします。

２の歳入でございます。

中段のほうになりますが、款の11．分担金及び負担金、項の１．分担金、目の１．農林水産業分担金、節の１．農業費分担金1,682千円でございます。こちら、豪雨により被災した

農地や農業施設について、補助対象と認定された場合の関係受益者負担分でございます、負担割合につきましては農林施設災害復旧工事分担金徴収条例、こちらの規定により、補助基本額から補助金を控除した残額の3分の2としております。

同じページの下段のほうになります。款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の9. 障害者福祉費負担金9,127千円、介護・訓練等給付費の国庫負担50%相当でございます、後ほど歳出の項で説明をさせていただきます。

次、4ページをお願いいたします。

上段のほうになります。同じ国庫負担金でございますが、目の3. 公共土木施設等災害復旧費国庫負担金、節の1. 公共土木施設等災害復旧費国庫負担金6,584千円でございますが、豪雨により被災した公共施設に関し、補助対象事業費の3分の2を国が負担するものでございます。

同じページの下段のほうになります。款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の7. 障害者福祉費負担金4,563千円、先ほどの国庫支出金と対になる県費分でございます、給付費の25%相当を計上しております。

次、5ページの2項目めになりますが、目の3. 災害復旧費負担金、節の1. 農林災害復旧費負担金5,628千円でございますが、こちらも豪雨等により被災した農林災関係の県補助金でございます、対象として林道、農業施設、農地となっております、補助率は種別ごとに異なるものでございます。

6ページをお願いいたします。

上段のほうから款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金25,286千円でございますが、不足財源を補填するための基金取り崩しとなっております。

続きましてその下、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金24,605千円でございますが、こちら寄附者の意向に沿いまして、各種事業の財源として活用させていただいてるものでございます。

返礼品の調達及び関連事務経費等の充当は、今回はございません。

同じページの下段でございますが、下から2項目め、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、上段のほうの前年度介護保険負担金精算金9,790千円でございます。こちらにつきましては、前年度の広域介護保険事業に係る各構成団体負担金の精算による返還金となっております。

歳出予算のほうに移ります。7ページをお願いいたします。

7ページの下段で、下から2項目めになります。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の13. 委託料、行政事務支援業務委託料3,300千円でございますが、こちら継続費のほうの1件目でございます、

第1年度分の計上となっております。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、来年4月から現行の臨時的任用職員や嘱託職員など身分を含め、雇用環境が大きく変化をいたします。本予算につきましては、これまでの臨時的任用職員や嘱託職員について、民間の事業者との委託契約により必要な人材を確保しようとするものでございます。

2年間の継続費としておりますが、今年度は現在雇用されている方々の意向確認、人材の確保、各課との引き継ぎ調整、事前研修など、4月から怠りなく業務が遂行できますように、その準備に係る費用を、また、来年度につきましては、雇用に係る人件費を含んだ運用に係る業務委託料を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますが、目の18. 中心市街地活性化事業、節の13. 委託料、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託料5,500千円でございますが、継続費の2件目になります。中心市街地再整備予定地に体育館等を追加整備する場合の経済的効率性などを調査分析し、事業化の再評価を行うもので、専門的知見を要する重要な業務となっております。継続費とすることによりまして、工程に切れ目が生じず、業務スケジュールの短縮を図るということでございます。

少々飛びますが、11ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費、説明欄2項目めの介護・訓練等給付費18,256千円、給付費の増加が見込まれるための増額補正でございまして、かかる財源につきましては、歳入のところで触れておりましたが、国庫から50%、県費より25%、合わせて75%が交付されるということになっております。

15ページをお願いいたします。

中段になりますが、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の22. 補償・補填及び賠償金9,400千円でございます。こちら町道西峰東西3号線及び下坊所東西線改良事業に伴う上下水道等の地下埋設物の移設工作物等の移転補償経費等となっております。

最後になりますが、20ページをお願いいたします。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費12,740千円でございます。さきの豪雨によりまして被害を受けた林道九千部山横断線、鳥越地区内用水路など農林関係施設の復旧費用を計上してございます。

その下になりますが、項の2. 公共土木施設災害復旧費、目の1. 公共施設災害復旧費13,780千円、同じく豪雨被害によりまして被災した鳥越川、鎮西山遊歩道など、公共施設に関する復旧費用としております。

以上で議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第72号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の5. 繰入金、補正額9,337千円、計275,122千円。

歳入合計、補正額9,337千円、計572,637千円。

下段3ページをごらんください。歳出でございます。

歳出、款1. 総務費、補正額9,517千円、計164,886千円。

款3. 公債費、補正額、減額180千円、計397,733千円。

歳出合計、補正額9,337千円、計572,637千円。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金9,337千円です。こちらにつきましては、財源不足を補うため、一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、次ページ、3歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の13. 委託料9,517千円でございます。こちらにつきましては、現在契約しております農業集落排水処理施設維持管理業務の変更契約予算でございます。

現在契約している農業集落排水処理施設維持管理業務につきましては、包括的委託契約の方法により、3年間の長期継続契約としていただいております。平成29年度から令和元年度までの契約となっております。

この契約については、全ての施設の電気料金が含まれており、過去2年半の電気料金について、九州電力の電気料金見直しが原因となり、契約当初の予測を大幅に上回る支出となっております。不足する金額相当額について補正するものでございます。

款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料4千

円及びその下段、目の２．利子、節の23．償還金、利子及び割引料、減額184千円でございます。こちらにつきましては、いずれも起債利率の見直しに伴う償還額変更に伴う補正となっております。

以上で議案第72号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時32分 散会